（表示）

第六条　消防用結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

一　製造者名又は商標

二　製造年

三　消防用結合金具の呼称

四　吸管用のものにあっては、「吸」の文字

五　消防用結合金具の呼称と異なる呼称のホース又は吸管を装着するものにあっては、装着するホース又は吸管の呼称

六　使用圧

（差込式差し口の構造）

第七条　差込式差し口（差し金具、押し輪等により構成される差込式結合金具をいう。以下同じ。）の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

一　各部分の寸法は、呼称に応じ、別表第一に定めるところによること。

二　差込式受け口と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。

三　ホースを装着しない状態において押し輪が脱落しない構造であること。

四　押し輪は、十分な強度を有し、差込式受け口との離脱操作による変形等が生じないものであること。

（差込式受け口の構造）

第八条　差込式受け口（受け金具、つめ、つめばね、パッキン等により構成される差込式結合金具をいう。以下同じ。）の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

一　各部分の寸法は、呼称に応じ、別表第二に定めるところによること。

二　差込式差し口と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。

三　つめ室は、砂その他異物が容易に入らない構造であること。

四　つめの数は、三個以上であること。

五　つめは、等間隔に配置されていること。

六　つめは、同一の形状であること。

七　つめの張出しの強さ（つめの中央部に力を加え、つめを押し下げた時つめの中央部が別表第二に定めるF項面に達するまでの荷重をいう。次号において同じ。）の合計は、呼称に応じ、次の表に定める強さ以上であること。

呼称	強さ（単位　ニュートン）
七十五	九十
六十五	七十五
五十	六十
四十	四十五
三十	三十五
二十五	三十

八　それぞれのつめの張出しの強さとその平均値の差は、平均値の二十パーセント以内であること。

九　差込式差し口とかん合した場合、全てのつめの先端が差込式差し口に圧力を有して接する構造であること。

十　パッキンを容易に交換できる構造であること。

十一　パッキンは、容易に脱落しないものであること。

（ねじ式差し口の構造）

第九条　ねじ式差し口（差し金具等により構成されるねじ式結合金具をいう。以下同じ。）の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

一　各部分の寸法は、呼称に応じ、別表第三、別表第四及び別表第五に定めるところによること。

二　ねじ式受け口と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。

三　ねじ式受け口とのかん合及び離脱の操作に用具を用いるものにあっては、用具が容易に使用でき、かつ、確実に当該操作が行える構造であること。

四　ねじ式受け口とのかん合及び離脱の操作に用いる突起が設けられているものにあっては、突起の材質が差し金具と同等以上の強度を有するものであること。

五　ねじの始めの部分は、不完全ねじ部が除去されたものであること。この場合において、除去された後の断面の高さは、ねじ山の高さの三分の一以下であること。

（ねじ式受け口の構造）

第十条　ねじ式受け口（しめ輪、受け金具、パッキン等により構成されるねじ式結合金具をいう。以下同じ。）の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

一　各部分の寸法は、呼称に応じ、別表第四、別表第五及び別表第六に定めるところによること。

二　ねじ式差し口と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。

三　ねじ式差し口とのかん合及び離脱の操作に用具を用いるものにあっては、用具が容易に使用でき、かつ、確実に当該操作が行える構造であること。

四　ねじ式差し口とのかん合及び離脱の操作に用いる突起が設けられているものにあっては、突起の材質がしめ輪と同等以上の強度を有するものであること。

五　しめ輪が脱落しない構造であること。

六　しめ輪は、自由に回転できるものであること。

七　しめ輪のねじの始めの部分は、不完全ねじ部が除去されたものであること。この場合において、除去された後の断面の高さは、ねじ山の高さの三分の一以下であること。

八　パッキンを容易に交換できる構造であること。

九　パッキンは、容易に脱落しないものであること。

十　しめ輪の抜け止め部分は、容易に分解できない構造であること。

（着脱力）

第十一条　差込式結合金具は、差し口にあっては受け口と、受け口にあっては差し口とそれぞれかん合を行う場合に必要な力（受け口に差し口を接し、差し口にかん合する方向に力を加えた場合、差込式結合金具が完全にかん合する時の荷重をいう。）及び離脱を行う場合に必要な力（かん合している差込式結合金具の押し輪に離脱する方向に力を加えた場合、つめが押し輪の別表第一に定めるJ項に乗った時の荷重をいう。）が、呼称に応じ、次の表に定める力以下となるものでなければならない。

呼称	力（単位　ニュートン）
七十五	百五十
六十五	百三十五
五十	百五
四十	九十
三十	八十五
二十五	七十五